

国労東海自協申第4号

25・労働協約改定要求申入れ！

2025年7月28日、国労東海自動車協議会はジェイアール東海バス株式会社へ「2025年・労働協約改定要求」を国労東海自協申第4号にて申入れいたしました。

2025年労働協約改定要求について

【 総則及び人事に関する事項 】

1. 定年は65歳とすること。 基本協約第26条（定年）

【 勤務に関する事項 】

1. 「更衣時間」を、始業前5分・終業ご5分設け、勤務したものとしなすこと。 基本協約第41条（労働時間等）
2. 休日労働を解消すること。 基本協約第49条（時間外及び休日等労働）
3. 年間休日については、120日（公休52、特休68）とすること。 基本協約第43条（公休日）基本協約第46条（特別休日）
4. 保存休暇の累積日数の限度を増やすこと。また、付与条件を拡大すること。 基本協約第57条の2（保存休暇）基本協約第57条の3（累積日数）基本協約第57条の4（付与条件）
5. 感染症等で会社が就業させない場合、罹患休暇（仮）の新設・制度化を行うこと。 基本協約第58条（有給休暇）
6. 一日の拘束時間の制限（改善基準に定める13時間以内）を厳守し、拘束時間・待機時間の軽減を行うこと。 基本協約第35条（勤務種別の指定）
7. 勤務について、次により取り扱うこと。
- ①出先での折り返し時の点呼は発車15分前とすること。点呼の実施、発車前の点検作業について見直されたい。 基本協約第66条（準備時間）
- ②連続休暇（リフレッシュ休暇）連続5日間を新設すること。
- ③バスポーターを採用し、乗務員の業務を軽減すること。
- 以上 （他多数項目を申入れしております。掲示内容は要求項目抜粋となります。）

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長